

改正案	現行
<p>（受益権の移転の對抗要件）</p> <p>第百七十四条 受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称及び住所並びに受益権の種類を権利者名簿に記載しなければ、受託信託会社等に対抗することができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 商法第二百六条第二項及び第三項（名義書換代理人及び登録機関）の規定は、受益証券について準用する。この場合において、同条第二項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルトキ（其ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録シタルトキヲ含ム）」とあるのは「氏名又ハ八名称及住所並ニ受益権ノ種類ヲ権利者名簿ノ複本ニ記載シタルトキ」と、「前項ノ」とあるのは「権利者名簿ノ」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（権利者名簿の記載事項）</p> <p>第百七十五条 受託信託会社等は、権利者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>（受益権の移転の對抗要件）</p> <p>第百七十四条 受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称及び住所並びに受益証券の番号を権利者名簿に記載しなければ、受託信託会社等に対抗することができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 商法第二百六条第二項及び第三項（名義書換代理人及び登録機関）の規定は、受益証券について準用する。この場合において、同条第二項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルトキ（其ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録シタルトキヲ含ム）」とあるのは「氏名又ハ八名称及住所並ニ受益証券ノ番号ヲ権利者名簿ノ複本ニ記載シタルトキ」と、「前項ノ」とあるのは「権利者名簿ノ」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（権利者名簿の記載事項）</p> <p>第百七十五条 受託信託会社等は、権利者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

一・二 (略)

三 各受益証券の権利者の有する受益証券の番号

四 (略)

2 (略)

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜十四 (略)

十五 第五十一条第一項の規定に違反して、若しくは第五十五条第二項若しくは第百五条第二項において準用する商法第二百三十七

一・二 (略)

三 各受益証券の番号

四 (略)

2 (略)

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜十四 (略)

十五 第五十一条第一項の規定に違反して、若しくは第五十五条第二項若しくは第百五条第二項において準用する商法第二百三十七

条ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第六十二条若しくは第八十八条（第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集したとき。

2  
十六ノ三十六（略）  
（略）

条ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第六十二条若しくは第八十八条（第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集したとき。

2  
十六ノ三十六（略）  
（略）